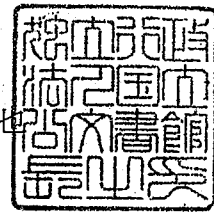




国公文第120号
平成22年3月9日

内閣総理大臣
鳩山 由紀夫 殿

独立行政法人国立公文書館
館長 高山 正 也



歴史資料として重要な公文書等の国立公文書館への移管について（意見）

国立公文書館法（平成11年法律第79号）第15条第3項に基づき、平成22年2月3日付け府公第14号による意見照会があった際に、平成22年2月8日国公文67号をもって別途意見を申し述べることにした件については、今般、下記の通り当館の意見を申し述べますので、よろしくお取り計らい願います。

記

- 当初申出のなかった行政文書について
次の府省庁等が保有する別添の行政文書については、当館に移管を受けることが適当であると考えます。

内閣官房、人事院、内閣府、公正取引委員会、警察庁、金融庁、総務省、法務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省

当館に移管を受けることが適当であると認められる行政文書

H22. 3. 4

各府省庁名	行政文書ファイル数	
	当初の申出(*)	協議に係る文書
内閣官房	20 (1)	10
内閣法制局	569 (0)	0
人事院	37 (10)	15
内閣府	251 (6)	830
公正取引委員会	34 (2)	10
警察庁	152 (4)	25
金融庁	203 (3)	4
総務省	188 (15)	47
法務省	224 (27)	142
財務省	1,483 (70)	6
文部科学省	463 (1)	233
厚生労働省	1,883 (113)	80
農林水産省	1,666 (11)	568
経済産業省	1,280 (216)	417
国土交通省	319 (67)	244
環境省	222 (1)	258
防衛省	1,049 (70)	131
会計検査院	40 (4)	0
小計	10,083 (621)	3,020
合計		13,103 (621)

括弧内の数値は広報資料の件数で外数

(*当初の申出については、平成22年2月8日付国公文第67号により回答済み)